

民事不介入原則の誤解

大阪弁護士会 民暴委員会委員
林法律事務所 弁護士 根岸 治

1 警察権の限界に関する「民事不介入原則」という言葉があります。一般の方がこの言葉に接するシーンとしては、個人間でもめ事があった場合（例えば、借金の取立てが激しいとか、約束を守るようずっと付きまとわれている、などという場合。）に、「それは刑事ではなく民事の問題だから、民事不介入原則で警察は口出しできない」などという場合でしょうか。

しかしながら、この言葉が本来の意味を超えて不正確に使われ、あるいは誤解され、警察に介入してもらおうべきような場合にまで「民事不介入」となってしまう、ということがこれまでもありました。

そこで、「民事不介入」という言葉の意味を考え、どのような場合に警察の援助を受けることができるか、ということを考えていきたいと思います。

2 民事不介入原則とは「個人の財産権の行使・親族権の行使・民事上の契約などは個人間の私的關係たるに止まり、その権利の侵害・債務の不履行などに対する救済は、もっぱら司法権のつかさどるところで、警察権の関与すべき事項ではない（警察権は、借家人の立退を強制するとか貸金債権の取立をするなど、民事上の債権の執行に協力する権限を有するものではない。）」などと説明されます（田中次郎「新版行政法下巻全訂第二版」）。

この意味は、「警察が、トラブルの当事者間で問題となっている権利関係について、いずれの言い分が正しいかを判断して、正しい方の権利を実現する、などということはしてはいけない。」ということです。いずれの言い分が正しく誰が権利を有するかは裁判所で判断すべき事柄であり、その権利の強制的な実現も、裁判所の手続きにより実現すべきものだからです。

このようなことが言われるようになったのは、戦前の日本では、警察が法律に縛られずに国民の権利を制限することが可能な仕組みとなっており、国民の権利保護の観点から問題があったことなどの反省という側面がありました。

3 確かに、借金取立のトラブルについて、警察が、当事者のどちらの言い分が正しいかを判断したり、金を返せと命じる等することは許されません。警察にはそのような法的な権限はあ

りません。しかしながら、行き過ぎた取り立て、例えば「金を払わなければ痛めつけるぞ」と言えば脅迫罪となりますし、「もう帰ってくれ」と言っても聞かずに取り立てを継続すれば不退去罪が成立する可能性があります。居留守を使っている時に、勝手に家の中に入れば「住居侵入罪」となり得ます。これらの場合は、現に犯罪が行われているか、行われようとしている状況であり、そのような事態を防止するため、警察がその現場に介入し、説得・警告することにより問題はありませぬ（それでもやめなければ、現行犯逮捕もできます。）。

民事不介入とは、警察が当事者間の法的な権利関係を裁定したり権利の実現に助力したりすることはできない、という意味です。犯罪に相当するような行為がなされつつあるような場合には、当然に助けを求めることができます。

以 上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載